

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和5年3月7日（火）午後1時11分～午後2時10分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                副市長                教育長                企画財政部長  
            総務部長              市民生活部長          福祉保健部長          子ども家庭部長  
            環境部長              都市建設部長          議会事務局長          教育部長  
幹 事      政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長              これより庁議を開催します。審議事項1「新型コロナ予防接種室の廃止について」の説明をお願いします。

部 長              新型コロナ予防接種室の廃止及び今後の体制について、審議をお願いします。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行するに当たり、新型コロナ予防接種室を廃止し、4月1日以降の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る業務は、健康推進課保健予防係に引き継ぎます。また、職員配置については、健康推進課保健予防係に正規職員を加えることとし、現在の兼務職員は、3月31日をもって解除する予定です。今後予定されている、65歳以上の高齢者や重症化リスクの高い方を対象とする春夏の追加接種の時期が示された際には、会計年度任用職員及び各課からの兼務職員を配置し、全ての世代が対象となる秋冬の追加接種の実施状況に応じて、職員の配置を改めて検討します。執務場所は、引き続き市役所本庁舎501会議室です。

市 長              特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「令和5年度各部の方針（案）について」の説明をお願いします。

部 長              令和5年度各部の方針を資料のとおり取りまとめました。内容については各部から提出されたとおりですが、文言等については、全庁的な統一を図るために一部修正をしている箇所があります。内容を確認いただき、修正等があれば3月17日までに政策室へ連絡してください。

                    なお、内容の確認に当たっては、市長の所信表明と整合が取れているか、市民に向けたものとしてわかりやすくなっているか等の再確認もお願いします。

市 長              特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項3「狛江駅周辺エリア道路利活用基本方針（案）について」の説明

をお願いします。

部 長 この「狛江駅周辺エリア 道路利活用基本方針（案）」については、2月28日庁議後、各部からの意見はありませんでした。表記ゆれの統一や、「てにをは」を含めた文言の最終確認のみ行いました。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。今後、令和5年度予算も含め、必要な準備を進めていくようお願いします。

なお、ほこみち区域の一括占用を行う予定の「地域まちづくり法人」については、令和5年度中の立ち上げを目指すこととして、今後、予算も含めた必要な準備・調整は未来戦略室において進めてください。また、その際、本法人では、狛江駅周辺のエリアマネジメントに係る事業に加えて、他の分野においても事業で得た収益を狛江のまちづくりに再投資する、という考え方の中で、一定の公共性があることを前提とした上で、市が直接担う必要性が低い業務で、本来的には高い収益性が期待できる業務については、市が現在担っている業務も含めて、今後、本法人が担っていくことも、併せて検討していく必要があると思っています。このような考え方も踏まえて、地域まちづくり法人の事業内容や組織体制等は、今後、未来戦略室で整理してください。続いて、審議事項4「契約制度における最低制限価格の引上げについて」の説明をお願いします。

部 長 最低制限価格は、地方自治法施行令及び狛江市契約事務規則に基づき対象案件ごとに設定するもので、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする仕組みです。この最低制限価格は、自治体ごとに定めた割合で設定され、本市においては、狛江市契約事務規則に基づき、現在予定価格の2/3から85%までの間で対象案件ごとに設定しているところですが、市内事業者の育成、地域経済の活性化等を目的に、市内事業者のみの入札時に限り、予定価格の70%から90%までの間で設定できるよう引き上げたいと考えています。

なお、引上げに伴う設定割合については、都内においても複数自治体で拠り所としている中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠するものです。

市 長 いつから適用されますか。

部 長 4月1日からです。

市 長 他に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項5「狛江市職員の懲戒処分の標準例の改定について」の説明をお願いします。

部 長 非違行為の種類一般サービス関係、勤務態度不良に非違行為の内容として「職務命令違反」を加えます。職務命令違反により、公務の運営に支障を生じさ

せた場合、当該非違行為に対する懲戒処分については、「減給、戒告又は訓告」となります。続いて非違行為の種類一般サービス関係に「公文書の不適正な取扱い」を加え、非違行為の内容として「偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄。決裁文書の改ざん。公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等。」を加えます。具体的な処分としては、偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄については、「免職・停職」、決裁文書の改ざんについては、「免職・停職」、公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等については、「停職・減給・戒告」とします。

なお、改定の適用日は、本庁議にて承認後、3月8日付けでの適用を予定しています。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項6「令和5年度狛江市一般廃棄物処理実施計画（案）について」の説明をお願いします。

部長 本件について、2月14日庁議で各部に確認依頼を行いました。内容について意見はありませんでした。本庁議で了承いただければ、建設環境常任委員会協議会で報告し、市ホームページ等で公表する予定です。

市長 今後の進め方はどうなりますか。

部長 市議会議員宛てに資料を先に配布させていただき、次回の常任委員会協議会にて説明させていただきます。

市長 他に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項7「狛江市空家等対策計画（改定案）に関する市民説明会及びパブリックコメントの実施結果について」の説明をお願いします。

部長 狛江市空家等対策計画（改定案）については、11月15日庁議及び各課確認を経て12月7日庁議にて審議後、1月15日に市民説明会を開催し6名の参加がありました。市民説明会では質問は活発にありましたが、計画の内容を修正すべき意見はありませんでした。また、1月4日から2月3日まで実施したパブリックコメントにおいても、意見の提出はありませんでした。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「新型コロナウイルス感染症に伴う休暇等の取扱い及びマスク着用について」を報告してください。

部長 5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類への移行に当たり、3月13日から5月7日までの間を移行期間と捉え、感染予防対策の継続と緩和に両立して取り組むものです。本件については、1月27日における国の対応方針として、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を段階的に進めていくことが明示されたところですが、同感染症に伴うマスク着用の考え方については、2月14日の第80回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、東京都の考え方が示されました。これに伴い、市職員のマスク着用等の

取扱いについても、変更します。市の基本的な考え方として、第一に新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴う特措法に基づく協力要請等の終了、基本的対処方針の廃止を見据え、3月13日から5月7日までの間を移行期間と捉え、感染予防対策の継続と緩和に両立して取り組むこと、第二に学校等国により個別に通達等がなされているものについては、当該通達等に基づき適宜対応することとするとし、以上のことを踏まえ、市職員の対応として、特に以下の4点につき現行の対応を改定します。

まず感染防止対策について、現行、「マスク着用、マスクを外しての会話を禁止する。石鹸での手洗い、手指消毒、共有物の消毒、換気のほか、基本的な予防策を行う等」としているところ、「執務室内及び研修時等のマスク着用は個人の判断に委ねるものとし、窓口対応時や、市民と接する事業においてはマスクを着用するものとする。石鹸での手洗い、手指消毒、共有物の消毒、換気等、基本的な感染予防策は継続し、手指消毒用アルコールは、個人の感染対策及びエチケットとして継続設置する。」と改めます。第二に会食については、現行、マスク会食とするとしているところ、マスクの着用は個人の判断に委ねると改めます。第三にパーテーションの設置について、現行、窓口及び執務室内にパーテーションを設置するとしているところ、打合せ用スペースを含め窓口用パーテーションは継続設置しますが、執務室内のパーテーションは撤去すると改めます。第四にマスク着用の掲示について、現行、来庁者に対して「マスクを着用してください」等の掲示を行うとしているところ、来庁者のマスク着用は、個人の判断に委ねる内容に、庁舎内の掲示を貼り替えると改めます。以上、各所属長においては、所属職員への周知及び取扱いについて十分留意してください。

部長 マスクのポスターについて補足です。新型コロナウイルス感染症に伴うマスク着用の考え方について、取扱いを粕江市医師会に相談したところ、医療機関受診及び訪問時や高齢者施設等訪問時におけるマスク着用の推奨を市として周知し、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐための対応をしてほしいと要望があったため、資料のとおりポスターをこまへのデザイナーに依頼し、作成しました。基本的にマスク着用は個人の判断になりますが、重症化リスクの高い方への感染を防ぐために医療機関等ではマスクをしましょうという内容です。このポスターを、医療機関や高齢者施設等に掲示依頼し、同内容を広報こまえ3月15日号に掲載予定です。また、庁舎等市内公共施設等にも配布予定のため、掲示の協力をお願いします。

部長 学校におけるマスク着用の考え方の見直しは、4月1日から適用となります。文部科学省からの通知、東京都教育委員会から発出される都立学校の対応を参考に、検討します。

なお、3月13日からの対応については、文部科学省、東京都教育委員会から卒入学式の対応について通知が発出されており、これを踏まえて、指導室長名で、児童・生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面等、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とすること、来賓や保護者等はマスクを着用すること、ただし、マスクの着脱を強いることのないようにすること、児童・生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと等通知しています。この通知を受けて、各学校において感染拡大防止対策を徹底した上で、校長判断で式典における具体的な対応をします。

部 長 保育園、児童館等の職員については、園児・児童・保護者に接する場面では、原則マスク着用とし、それ以外の時間は個々の判断とします。また、保育園等の子どものマスク着用は原則として求めないこととします。学童クラブ・KoKoAについては、学校生活と矛盾が生じないよう、4月1日からの学校の対応に準じるものとします。

部 長 議会での対応については、2月28日に外部委員会を開催し、厚生労働省の資料を基に検討しました。3月13日以降の議会及び委員会におけるマスク着用については、個人の判断に委ねるという結論になったため、理事者側についても同様の扱いとし、パーテーションは引き続き設置します。

市 長 続いて、報告事項2「令和5年度中に実施する職員採用試験について」を報告してください。

部 長 令和5年度中に見込まれる職員の欠員の充足や定年引上げに伴う退職予定者不在となる年度における継続的な職員採用を実施し、安定的な行政サービスを提供することを目的として、令和5年度中に職員採用試験を実施します。これに併せ、高度化・複雑化する行政課題や市民ニーズに対応するため、一般事務及び一般技術の試験において、修士課程又は専門職大学院課程修了の専門性を持つ大学院卒の区分を新設します。

なお、大学院卒者は大学卒程度区分での受験はできないものとします。令和5年度中に実施する具体的な試験としては、令和5年10月1日付け採用予定、一般事務（大学卒程度・大学院卒）、保健師、令和6年4月1日付け採用予定、一般事務（大学卒程度・大学院卒）を予定しており、その他の職種は欠員の状況により採用試験を実施します。また、大学院卒の区分を新設するに当たり、経過措置として、在職している大学院卒の職員については、令和5年4月1日の昇給時に在職者調整を行います。一方で、在職者のうち採用時に大学院卒と同様の前歴加算等を受けている職員及び入庁後に大学院卒となった職員は除くこととし、在職者調整の対象者となる職員については、職員課より3月中に通知します。

市長 続いて、報告事項3「市議会議員選挙事務従事職員の委嘱依頼について」を報告してください。

部長 4月23日に、狛江市議会議員選挙が執行されます。告示日は4月16日、期日前投票は、告示日の翌日17日から投票日前日の22日まで、投票日は23日です。開票は市民総合体育館で、午後9時から行います。この選挙の執行に伴い、投票所に当たる施設の使用等について、また職員の応援体制についても、協力をお願いします。まず投票所については、前回の参院選より変更はありません。次に職員体制ですが、職務代理者に従事する職員は、原則として係長職以上にある職員とし、住所要件はありません。また、案内係（庶務係）には、なるべく係長相当職及び主任以上の実務経験者1人を含めて選任してください。投票箱は1つになります。各投票所においては、職務代理・臨時職員を含めて原則6名体制とし、有権者の多い第1・5投票所は職員5名、臨時職員3名の8名体制、第7・11・13投票所は職員4名、臨時職員3名の7名体制をお願いします。資料の投票事務従事者選任一覧表は、3月10日までに選挙管理委員会事務局へ提出してください。新型コロナウイルス感染症対策については、東京都のガイドラインが示され次第、市の事務要領を改正し、対応していきます。

なお、不測の事態への対応としては、投票事務従事者に欠員が生じた場合に代替の職員が補充できるように、待機職員を各投票所1人確保していただきますが、新しいガイドラインの内容によっては、待機職員は不要となる場合もあります。異動の時期ではありますが、選任された方が異動となっても、そのまま従事してください。

市長 続いて、報告事項4「令和5年度こまえ応援寄附金使途テーマの募集について」を報告してください。

部長 こまえ応援寄附金（ふるさと納税）では、令和4年度から、返礼品ありきではなく、市が行う事業を応援したいという共感や賛同によって寄附していただける方を増やすため、各部から募集した具体的なテーマ（事業）を使途の指定先として、現状5つの使途から選択いただくことが可能です。令和5年2月末時点での5つの使途の寄附件数及び金額については、資料のとおりですが、「絵手紙発祥の地—狛江」事業の推進以外は全体的に偏りなく、いずれの使途にもそれぞれ応援していただける方がいることの現れであると考えています。また、寄附者の中には、申請書の自由記述欄に「(指定した事業について) 応援しています」といったコメントをしていただける方もおり、使途の指定には一定程度の効果があったものと考えています。以上のことから、令和5年度も使途の指定については継続するとともに、終了した事業の見直しやより効果的な使途を指定するため、令和5年度歳出予算に沿っ

た新たなテーマを募集するものです。ついては、各部取りまとめの上、3月15日までに課税課へ連絡してください。

なお、今後の流れとしては、各部から提出されたテーマについて、「より狛江らしく、より応援したくなるような具体的なテーマ」であるか等の観点から令和4年度と同様に事前審査で絞り込みを行い、取りまとめ後、改めて庁議にて審議いただく予定です。本庁議終了後、各部長宛てに通知します。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 テーマごとに募集した寄附については、テーマとされた既存事業に充当されるという考え方なのでしょうか、それとも寄附された分が新たに予算に追加されるという考え方なのでしょうか。

部長 令和4年分は令和4年に予算化されている事業に対して募集しているため、当該事業の財源として充当する、という前提で寄附を募っています。

市長 テーマごとの使途結果報告を市ホームページに掲載する等についても検討してください。続いて、報告事項5「令和4年度狛江市プレミアム付商品券事業の実績報告について」を報告してください。

部長 本事業は市民生活や事業者への支援と消費喚起するとともに、デジタル化・キャッシュレス決済を促進し、デジタルの力を活用した地域経済の継続的な活性化を図ることを目的として、狛江市商工会に対し、インストール型アプリを活用したデジタルのプレミアム付商品券事業について補助を行ったものです。総発行額は3億2,500万円、うち7,500万円がプレミアム分です。使用期間は令和4年11月1日から令和5年1月31日までとし、加盟店は、大型店が9店舗、大型店以外258店舗の合計267店舗でした。次に、販売実績についてです。一次販売では、事前申込期間を9月15日から10月20日までとし、10,154件、2億9,727万1千円分の申込みがありました。販売期間を11月1日から21日まで設け、9,370件、2億7,422万円2千円分の購入がありました。二次販売では、12月11日から先着販売を行い、1,679件、5,077万8千円分が完売しました。

利用の実績についてです。利用期間を通じて、合計3億2,273万7,988円が利用され、発行額に対する利用率は99.3%でした。また、利用額のうち、大型店で利用されたのは44.05%、大型店以外で利用されたのは55.95%でした。令和3年度と比較すると、大型店以外での利用額が上昇しており、市内の小規模事業者における消費促進につながったものと考えています。

市長 キャッシュレス決済等の推進に伴い、スマートフォン講座等も進めてください。続いて、報告事項6「専決処分報告について」を報告してください。

部長 令和4年11月28日午前9時頃に発覚した事故について、専決処分を行いました。今回、被害者が所有する集合住宅の汚水桝3箇所及び宅内最終桝1

箇所に樹木の根が侵入し、排水不良を起こしたことが発覚しました。原因を調査した結果、宅内最終柵1箇所に侵入した根は集合住宅の樹木の根でしたが、汚水柵3箇所に侵入した根は隣接する岩戸川緑地公園の樹木の根であったことから、損害賠償事案となったものです。これら4箇所の柵は、被害者が手配した業者において、原因となった根を除去した上で、再発しにくいようコンクリート製から塩化ビニール製の柵に改修され、作業費用は48万9,500円でした。この損害額について、被害者から市に請求がなされたため、保険会社と相談し、被害者と交渉を行った結果、4箇所中3箇所が市の樹木が原因であったことから、損害額の4分の3である36万7,125円を賠償することとなり、専決処分したものです。

市 長 続いて、報告事項7「調布都市計画道路事業3・4・17号狛江仙川線の事業計画変更認可取得について」を報告してください。

部 長 松原交差点は、東京都が進めている渋滞対策事業「第3次交差点すいすいプラン」に位置付けられており、平成30年11月8日付け関東地方整備局告示第252号で都市計画道路事業の認可が告示されました。本事業は平成30年11月8日から令和5年3月31日までの事業施行期間の予定でしたが、用地取得の進捗の遅れから、期間内の事業完了が困難となったため、東京都が事業施行期間を5箇年延長とする変更認可の申請を行いました。令和5年2月24日付け関東地方整備局告示第49号で事業計画の変更認可が告示され、事業施行期間は令和10年3月31日までの延長となります。

市 長 その他ありますか。

部 長 東日本大震災発生十二年となる3月11日における弔意表明についてです。総務省より協力の依頼がありました。3月11日は土曜日ですが、各施設で対応が可能な場合には半旗の掲揚等の協力をお願いします。

市 長 庁舎での対応はどうなりますか。

部 長 庁舎における国旗等の掲揚等に関する基準を一部改正しており、改正後の基準に則り、今回は市庁舎において半旗の対応とします。

市 長 他にありますか。

部 長 行政提案型市民協働事業のテーマ募集についてです。「行政提案型市民協働事業」について、令和6年度実施に向け募集を行います。例年、市民提案型市民協働事業と合わせて実施をしているところですが、単年度事業では事業の効果が見えづらいところがある等、事業によっては継続的に実施も可能とすることも検討すべきとの審議会からの意見も踏まえ、3年間を限度として、継続的に実施することも可能とします。本庁議終了後、各課に募集の事務連絡を発出しますので、検討いただき、4月7日までに政策室へ提出をお願いします。各課から提出されたテーマについては、4月中旬の庁議におい



て審議いただき、その後、広報こまえ5月1日号等で広く市民公益活動団体に対し募集を行います。大まかな流れは、資料2ページのとおりです。テーマについては、必ずしも新たな事業を企画立案いただくものではありません。既に実施している事業の中にも、地域の力をうまく活用することで、より効果的・効率的に実施できる事業があると考えますので、課題解決を図りたいもの、各種計画等で位置付けている施策等で推進を図りたいもの等の観点から、テーマ、事業の設定をお願いします。市民とともに各種事業を進めていけるよう、本制度を活用してください。また、テーマ等の設定に当たっては、団体と協働して企画・実施できるような事業の提案が見込まれる内容となるようお願いします。

市 長 他にありますか。

部 長 東京都平和の日の黙とうについてです。3月10日に、東京都平和の日における黙とうを行います。昭和20年3月10日未明の大空襲で、一夜にして多くの尊い命が失われました。この日を忘れることなく、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、東京都は、3月10日を東京都平和の日と定めています。東京大空襲をはじめ戦災で亡くなられた方々の冥福をお祈りするとともに、世界の恒久平和を願い、3月10日午後2時から庁内放送で1分間の黙とうを行います。

なお、東京都では当日、東京都平和の日記念式典を実施し、同じ時間に黙とうを行います。例年各市町村長等が式典に参加していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から規模を縮小して実施するため、招待を見送るとのことです。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、3月22日午前9時00分から開催します。